

利用調整地区について

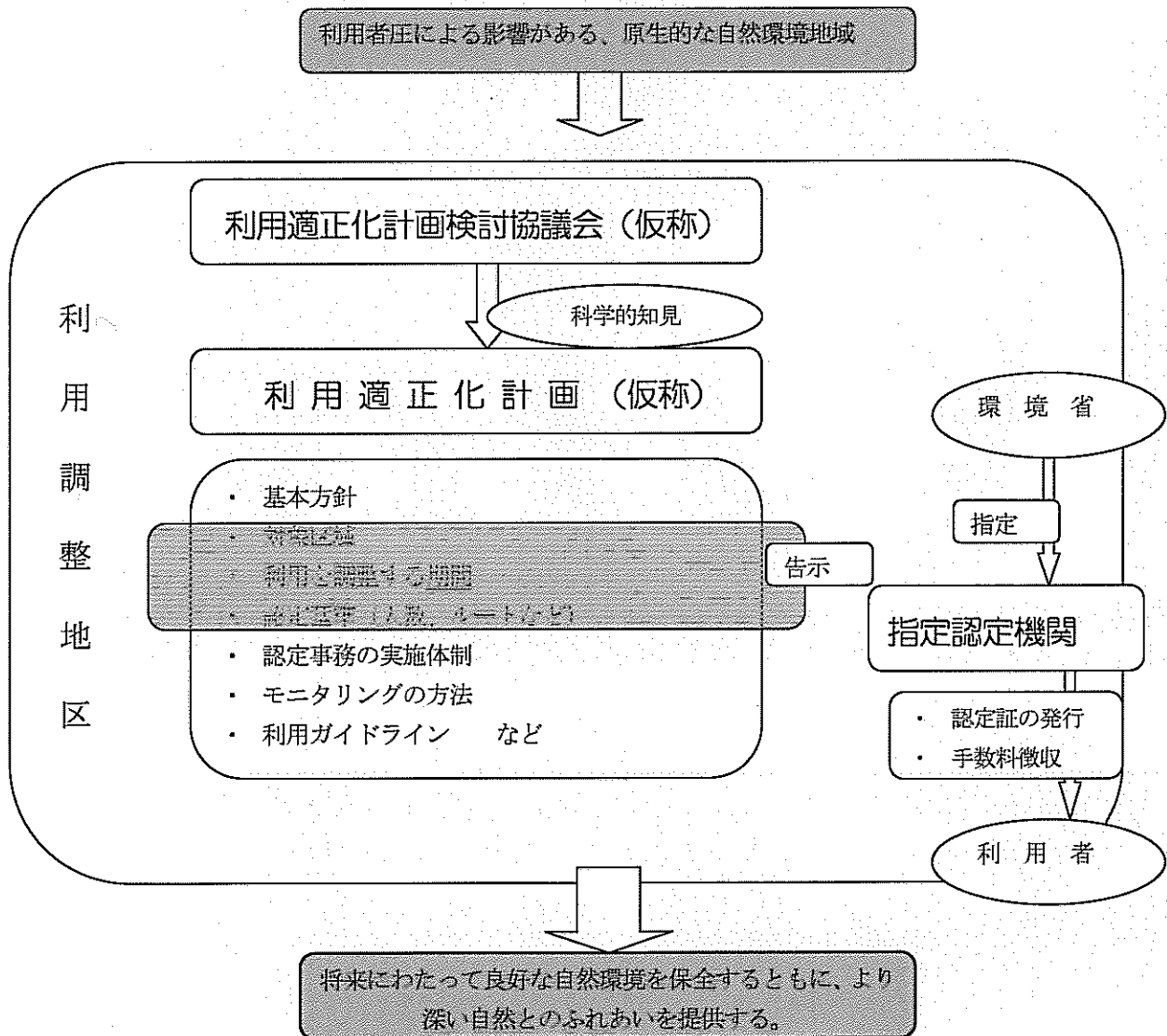
○利用調整地区の概要

1) 目的

原生的な自然環境を構成する風景地であって、公園利用により自然環境への影響が生じている区域において、一定のコントロール（公園利用者の立ち入りを認定制とする）の下で風致景観の維持と適正な公園利用を目指す。これにより、自然環境への影響を低減し、将来にわたって良好な自然環境を保全し、併せてより深い自然とのふれあいの体験が得られる場を確保しようとするもの。

2) 概要

- ・ 利用調整地区は、国立公園においては環境大臣が指定（自然公園法第15条）。
- ・ 「利用適正化計画検討協議会（仮称）」が基本計画、認定基準等を内容とする「利用適正化計画（仮称）」を策定。
- ・ 立ち入りの認定等の事務を行う「指定認定機関」を環境大臣が指定することも可能（同法第17条）。



* 「利用適正化計画検討協議会」の想定されるメンバー
 例) 関係行政機関、地域住民・関係団体、土地所有者、専門家、自然環境の保護・管理者等

* 指定認定機関として想定される団体
 例) NPO法人、財団法人等